

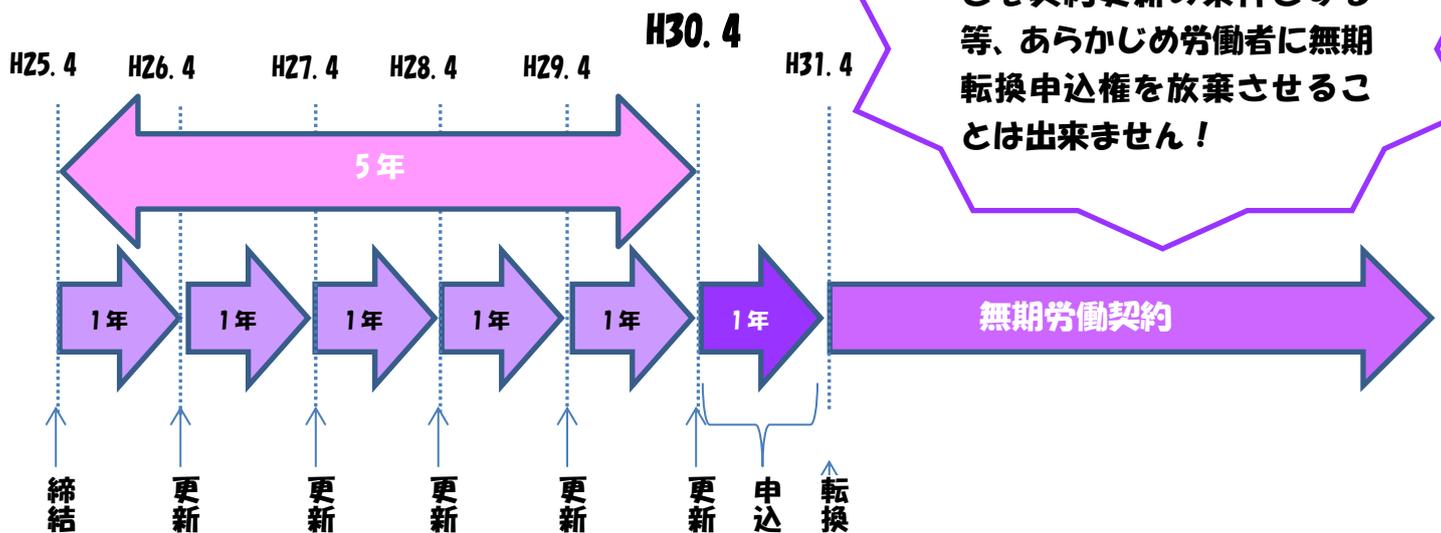
# 急がんまいけ！ 無期転換ルール

## ・どうする？間もなくです！無期転換ルール

～無期転換ルールへの本格的な対応が求められるのは平成30年4月から。  
残り2年を切っています。今から準備作業をおすすめ下さい！～

無期転換ルールとは、有期労働契約が反復更新されて、通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換出来るルールです。

（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）



無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とする等、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることは出来ません！

- 無期転換ルールは、「契約期間」以外の労働条件等は、従来のもでも差支えないとされています。

自社の状況に応じて、無期転換ルールへの対応の方向性や無期転換後の労働条件をどのように設定するか検討しましょう。

円滑な無期転換に関する具体的な取組事例は

パンフレット「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」  
に掲載されています。

ダウンロードはこちらから

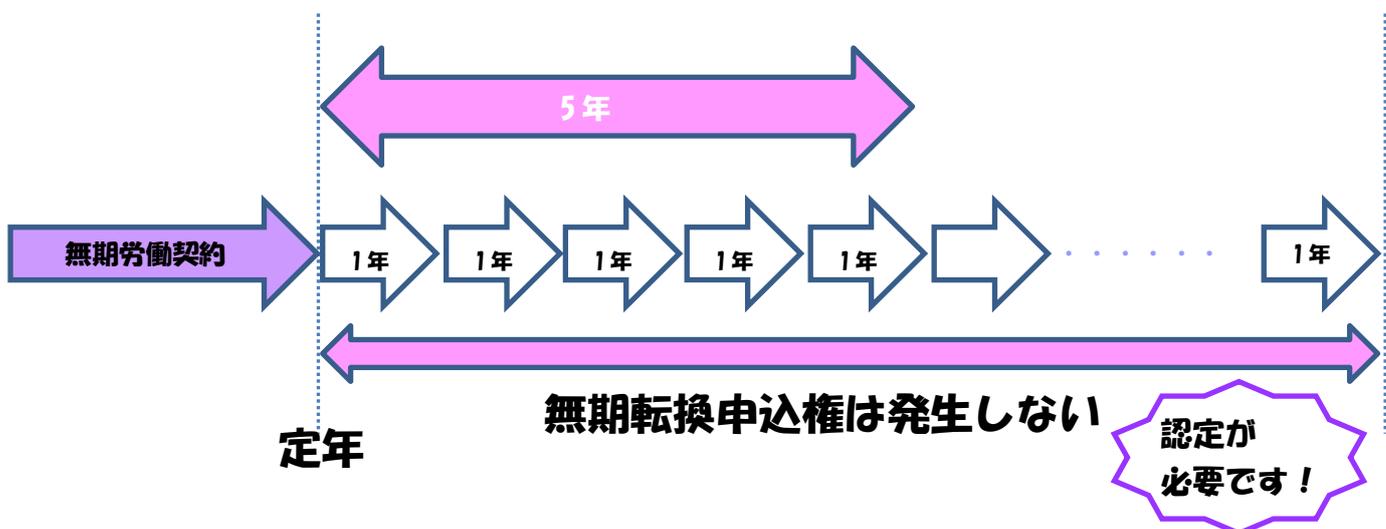
[http://toyama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kiyaku/mukitenkan.html](http://toyama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kiyaku/mukitenkan.html)

例外

## ・ 継続雇用の高齢者の特例

適切な雇用管理に関する計画を作成し、**都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、定年に達した後、引き続いて雇用される継続雇用の高齢者**については、

**その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しない**  
という特例があります。



特例の適用を受けるためには、雇用管理措置に関する計画の認定が必要です。  
雇用管理措置の計画を作成した上で、本社・本店を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。  
なお、申請に当たっては、原本・写しの合計2部を提出して下さい。

提出は、郵送によることも可能です。

認定通知書等は、原則として申請者に直接交付します。  
なお、遠隔地等の理由により、郵送を希望される場合は、簡易書留郵送分の切手を貼付した返信用封筒をご用意下さい。

申請書は、こちらから  
↓↓↓↓↓  
[http://toyama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/keiyaku/yuukitokusohou.html](http://toyama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/keiyaku/yuukitokusohou.html)

問い合わせ先：富山労働局 雇用環境・均等室 (TEL：076-432-2740)  
〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階